

I

埼玉県震災対策



1 埼玉県震災予防のまちづくり条例



埼玉県では、災害に強い県土づくりのためには、地震に強いまちづくりや、地域での住民の助け合いを進めることが重要との観点から、平成14年7月に、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を施行しました。

■ 条例制定の背景

- ◆ 条例制定時、阪神・淡路大震災から7年が経過し、人々の防災意識の風化が懸念されていました。
- ◆ 関東地方では南関東直下の地震の切迫性が指摘されており、都市直下の震災であった阪神・淡路大震災の教訓を十分踏まえた対策を推進する必要性がありました。

阪神・淡路大震災では、亡くなった人の8割が建物等の倒壊によるものでした。また、救助された方の多くが地域の住民の力によるものでした。このことから、地震による災害を少なくするためには、建物や道路など災害に強いまちづくりを進めることや、緊密な地域コミュニティを育成することが重要であることがクローズアップされました。



阪神・淡路大震災による被災状況

■ 条例の基本的な考え方

「埼玉県震災予防のまちづくり条例」は、全ての県民が安全に、そして安心して暮らせる地域社会の実現を目指しており、次の考え方を基本としています。



(1) 予防対策の推進

地震の発生を防ぐことはできませんが、地震に対する備えをすることで被害を少なくすることはできます。

建築物の耐震化などのハード面と自主防災組織の育成などのソフト面の両面から、事前の対策に力を入れた震災の「予防対策」を推進することとしています。



(2) 自主的、自立的取組の促進

阪神・淡路大震災で亡くなった方の約8割が建物等の倒壊によるものでした。また、人命救助された方の多くが地域住民の方の力によるものでした。

建物の耐震化や家具の転倒防止などの事前の備えや普段からお互いに支え合える地域社会づくりなど、「自らの命は自らで守る」、

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助、共助の考え方を基にした自主的、自立的な取組を促進することとしています。



(3) 協働関係の構築

震災の予防対策は、県民、事業者などの地域の構成員を始め、ボランティアなど様々な人の力を合わせて、一緒に取り組むことが大切です。

県民、事業者、専門家、ボランティアなどと行政が、それぞれの能力を生かし、相互の理解と信頼の基に協働して防災活動を進めることとしています。



埼玉県震災予防のまちづくり条例の条文は資料編に掲載しています。



埼玉県では、東日本大震災を踏まえ、平成24年度から首都直下地震に備えた新たな地震被害想定調査を進めてきました。

平成25年8月1日には、首都直下地震に係る最新の科学的知見や客観的データを踏まえ、新たな地震動の推計結果を公表しました。

また、同年11月28日には、地震動の推計結果を基に算出した建物倒壊棟数、火災消失棟数及び死傷者数等の被害量を取りまとめました。

5つの想定地震

首都直下地震に係る最新の科学的知見を踏まえ、次の5つの地震を想定

海溝型地震	再検証	東京湾北部地震 [M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率:70%
	再検証	茨城県南部地震 [M7.3]	
活断層型地震	新規	元禄型関東地震 [M8.2] [相模湾～房総沖]	首都圏に大きな被害をもたらしたとされる元禄地震(関東大震災)を想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
	変更	関東平野北西縁断層帯地震 [M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:0.008%以下
	再検証	立川断層帯地震 [M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:2%以下

※:地震調査研究推進本部による長期評価を参照

各想定地震の被害概要

東京湾北部地震

今後30年以内の地震発生確率70%(南関東地域M7級)

- ・県南東部では、揺れや液状化で建物全壊(13,380棟)や死者(585人)が発生する。
- ・19年度調査と比べ、建物全壊棟数はほぼ変わらないが、被害が県南東部に集中する。
- ・首都圏の被害に比べ、本県の被害は比較的少ない。

東京湾北部地震の被害概要

- 建物全壊棟数(揺れ) 8,127棟
- 建物全壊棟数(液状化) 5,253棟
- 火災焼失棟数 1,572棟
- 死者数 585人
- 負傷者数 7,215人
- 避難所避難者 54,180人

茨城県南部地震

今後30年以内の地震発生確率70%(南関東地域M7級)

- ・県東部に液状化の被害が集中する。
- ・19年度調査と比べ、火災焼失棟数が減少し、液状化による被害が増加する。
- ・茨城県南部を震源とし、茨城県、千葉県北部、埼玉県東部が被害地域となる。

茨城県南部地震の被害概要

- 建物全壊棟数(揺れ) 1,943棟
- 建物全壊棟数(液状化) 6,553棟
- 火災焼失棟数 1,763棟
- 死者数 143人
- 負傷者数 2,782人
- 避難所避難者 41,705人

元禄型関東地震

今後30年以内の地震発生確率ほぼ0%

- ・ 県南東部の狭い地域に液状化の被害が集中する。
- ・ 相模湾から房総沖を震源とする関東大震災をモデルとしている。
- ・ 首都圏で震源に近い地域は甚大な被害を受けるが、最も遠い位置にある埼玉県の影響は比較的少ない。

元禄型関東地震の被害概要

■建物全壊棟数(揺れ) 484棟	■死者数 34人
■建物全壊棟数(液状化) 1,634棟	■負傷者数 1,252人
■火災焼失棟数 694棟	■避難所避難者 8,041人

関東平野北西縁断層帯地震

今後30年以内の地震発生確率0.008%以下

- ・ 県中央部を震源として、大規模な被害が県内全域に及ぶ。
- ・ 発生確率はほぼゼロであるが、2つの断層帯が一体として動く最悪のケースを想定する。
- ・ 被害は埼玉県と群馬県に集中し、周辺地域は比較的被害が少ない。

関東平野北西縁断層帯地震の被害概要 (破壊開始点:北)

■建物全壊棟数(揺れ) 53,013棟	■死者数 3,599人
■建物全壊棟数(液状化) 2,116棟	■負傷者数 23,590人
■火災焼失棟数 11,669棟	■避難所避難者 144,968人

立川断層帯地震

今後30年以内の地震発生確率2%以下

- ・ 県南西部に被害がほぼ限定される。
- ・ 揺れと火災による建物被害が発生するが、液状化による被害はほとんどない。
- ・ 東京都とともに被害を受けるが、埼玉県の被害は5つの想定地震の中では比較的少ない。

立川断層帯地震の被害概要 (破壊開始点:南)

■建物全壊棟数(揺れ) 1,901棟	■死者数 141人
■建物全壊棟数(液状化) 30棟	■負傷者数 2,310人
■火災焼失棟数 1,642棟	■避難所避難者 11,409人

各想定地震の断層位置図

